

平成30年度 千早赤阪村監査計画

1 基本方針

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）の規定に基づき、村長、議会、他の行政委員会から独立して設置された執行機関として、常に公平不偏態度を保持して、公正で、合理的かつ効率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施し、行政の適法性、効率性、妥当性の確保を目指し意見を述べる。

2 実施方針

平成30年度に実施する監査等については、次の方針に基づき実施する。

- 村の事務、事業の失効が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施する。
- 過去の監査（例月出納検査を含む）で指摘した事務、事業等について、その後の措置等についての確認を実施する。

3 監査委員

笠松委員、藤委員、山形議員（議員選出監査委員）

4 各監査の種類、内容

（1）定期監査（法第199条第1項、第4項）

①内容

- ・ 随意契約に伴う事務処理一連
- ・ 備品購入費

②用意する資料

- ・ 事務概要書（課内の業務内容や担当者が分かるもの）
- ・ 実行計画に基づく予算執行状況、効果等が確認できるもの
- ・ 随意契約に関する書類一式

（2）行政監査（法第199条第2項）

①内容

- ・ 各課の補助金の交付状況について（前年度についてが難しい場合は前々年度）

②用意する資料

- ・ 補助金交付の基となる資料（要綱等）
- ・ 補助金交付の予算、計画が分かるもの
- ・ 交付後の実施報告書（補助金交付の効果が判断できるもの）

(3) 随時監査（法第 199 条第 1 項、第 5 項）

①内容

- ・下水道事業の経営等について（施設整備課）

②用意する資料

- ・過去 3 年～ 5 年間分の経営に関する資料

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

①内容

- ・指定管理者の効果等について（前年度についてが難しい場合は前々年度）

教育課 : 郷土資料館

健康福祉課 : いきいきサロン

: 国民健康保険診療所

観光・産業振興課 : 香楠荘

: 金剛山ロープウェイ

②用意する資料

- ・契約の内容、制定条例
- ・実績報告（業務内容が分かるもの）
- ・指定管理以前の経費等（現在と比較できる資料）

(5) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

①内容

- ・各会計の現金の出納について

(6) 決算等審査

①内容

- ア 決算審査（法第 233 条第 2 項）及び基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

決算書（基金の運用状況を示す書類を含む）、その他関係諸表などの計数の正確性を検証するとともに、予算の執行（基金の運用）又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- イ 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条、第 22 条）

健全化判断比率等の計数の正確性を検証する。

5. 実施時期等（案）

実施時期	定期監査	行政監査 (補助金)	随時監査 (下水道)	財政援助団体等監査 (指定管理者)	例月出納 検査	決算等審査
	1～2日	1～2日	1～2日	1～2日	0.5日	1～1.5日
平成30年4月 (13日, 20日, 27日)	議会事務局	総務課			27日	
平成30年5月 (11日, 18日, 25日)	総務課	住民課 教育課			25日	
平成30年6月	人事財政課			郷土資料館	25日	
平成30年7月	人事財政課 地域戦略室			国民健康保険診療所	25日	
平成30年8月				いきいきサロン	27日	
平成30年9月	施設整備課		施設整備課	香楠荘	25日	
平成30年10月	住民課			金剛山ロープウェイ	25日	
平成30年11月	健康福祉課				26日	
平成30年12月	観光・産業 振興課				25日	
平成31年1月					25日	
平成31年2月	教育課				25日	
平成31年3月					25日	

1日はPM1時～PM5時まで4時間程度を想定

4月～5月：出納閉鎖期間中のため、事業課以外の課を監査

6月～：順次実施。施設整備課については、定期監査と随時監査を併せて実施するため、6月～10月間に設定。

6. 公表

主な監査結果については、村広報紙及びホームページに掲載する。

7. その他

業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況については、議会又は村長等に監査結果報告書の提出後、1か月以内に報告を求め、議会又は村長等からの措置通知を村広報紙、ホームページで随時公表する。